

[事案 28-160] 契約無効請求

・平成 29 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

保険契約であることの認識がなく、契約内容も理解しないまま契約したこと等を理由に、契約の取消しおよび一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に信託銀行を募集代理店として契約した外貨建て変額終身保険について、以下の理由等により、契約を取り消し、支払った一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に保険契約であることや契約内容の十分な説明がなかったため、本契約を定期預金の契約だと思っており、代理店の支店長と募集人に騙されて契約してしまった。
- (2) 契約申込みの翌日に代理店に電話し、契約をやめたいと伝えたが、その後、募集人が自宅を訪問し、支店長ががっかりしているなどの話をされ、クーリング・オフを妨害された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の支店長と募集人は、保険契約であることやその内容について契約前に説明している。
- (2) 募集人によるクーリング・オフ妨害の事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人と代理店の支店長に対して、契約前後の状況等を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の十分な説明がなかったために、申立人が、保険契約であることの認識がなく、契約内容も理解しないまま契約したとは認められないこと、また、募集人によるクーリング・オフ妨害の事実も認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。